

平成23年度 第9回

川合市長と語り合うタウンミーティング

～ 地域における福祉活動について～



日時：平成23年11月16日（水）

午後3時00分～4時30分

場所：本庁舎7階 7A会議室

## 参加者

川越市民生委員・児童委員の皆さん 37名

## 出席者

市長、宍戸副市長、市長秘書、市民部長、福祉部長、福祉部参事

## 意見数

分類	件数	内容	頁
保健・医療・福祉	17	高齢者リスト	2
		子供がいる家族構成のリスト	2
		居住者カード	4
		民生委員に依頼した調査の結果報告	5
		調査結果の受け取り方	5
		主任児童委員の定数	10
		独居老人が亡くなった時の対応	10
		民生委員の負担	13
		身寄りのない方等が亡くなった時の対応	14
		生活保護受給者の健康診断	15
		生活保護受給者の精神障害者保健福祉手帳更新手続き	15
		オアシスの駐車場	17
		健康長寿奨励金	17
		生活保護のケースワーカーと民生委員の情報交換	18
		生活保護受給者のアフターケア	19
生活保護費を浪費してしまう人への対応	20		
生活保護受給者のアフターケア	22		
都市基盤・生活基盤	1	道路のフェンス	21
地域社会と市民生活	7	災害時要援護者リスト	4
		災害時要援護者リストの活用	5
		災害時要援護者調査の回答状況	7
		自治会加入率が低い地域の情報の把握方法	8
		自治会未加入世帯への情報伝達方法	8
		配布物の配布方法	9
		自治会未加入世帯への接触方法	10
計	25		

## 意見交換（要約）

意見 口火を切らせていただきます。私は、市民児連の会長を務めております。よろしく願いいたします。

本日は、このような民生委員、あるいは児童委員を対象としましたタウンミーティングを開いていただきまして、大変ありがとうございました。川合市長さんには日ごろより福祉を重視した市政をとっていただきまして、私ども地域福祉の最先端で活動する者にとりましては非常に心強く感じております。

今日のタウンミーティングにつきましては、連合会としましては意見集約はしませんで、皆さんの加工してない生の声を発言させていただきますので、お耳ざわりな発言もあるかもしれませんが、あるいは突飛な発言もあるかと思いますが、どうぞお許しをいただきたいと思います。私どもが民生委員活動の目から日ごろ感じていること、あるいは思っていることを今日は率直に申し上げさせていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

### 《高齢者リスト、子供がいる家族構成のリスト》

意見 私は、先だって9月ごろに提供いただきました高齢者リストの関係についてさらにお願いをさせていただきたいと思っています。

実は、私ども民生委員の活動にはどういう方がこの地区に住まわれているか、これを一番把握しなければいけないことと思っていますが、そういう中で先般、高齢者リストをいただきました。リストはリストとしてよかったんですけども、実は見回りを中心にする場合には、ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方々の内容だったかと思うんですが、私どもの地区ではそのほかに地区の社協とも協力して高齢者の集いを行ったり、あるいは敬老の日等々でもいろいろな催しをしております。そういう中でさらにお願いをしたいのは、後継者と同居されている高齢者についてはカットされていたかと思っています。南のほうの農業地帯になりますとほとんど後継者と同居しておりますので、残念ながら余り高齢者の方が載っていないというリストになってきてございます。そういうことでいろいろな催しをするには、70歳とか65歳以上の方を全員対象にしておりますので、ぜひ全員が網羅できるリストを提供いただければというのが一点です。

それからもう一点は、小学校なりあるいは子育て支援センターの皆さんともお話をする機会があるんですが、民生委員は高齢者ばかりではなく子どもも対象でございますので、不登校があつたりしますと見回りをしてくれという通報が学校からありま

す。そういう場合にはやはりどういう家族構成になっているか、そういう点も知っておいたほうが同じ見回りをするにはいいかなと思いますので、そんなことからできるなら、個人情報保護法があるのは知っているわけですが、そういう中で全体リストみたいなものに将来いっていただければありがたいなと思って、二点要望させていただきます。

福祉部長 お話をいただきましたリストの関係ですが、過去からいろいろとお話やご要望は伺っておりました。今年、少し遅ればせながらですけれども提供できたのですが、かなり限定的になったというのは私どもも反省しております。

今お話がございましたように個人情報保護法の時代になりまして、私どもとしてもなかなか事務上の情報等を出せないというのが足かせになっているのも事実でございます。一般的なご家庭でしたら特に問題なくお出しできるものもあろうかと思えますけれども、中にはいろいろと、最近は家族構成も複雑になっておりますので、諸般の事情があって、余り家族構成を含めた内容を表に出したくないというご家庭もあるようでございますので、その辺の扱い等も含めまして、もう少し検討をさせていただいて、また会長さん等ともご相談しながら、極力ご要望におこたえできるような方向で検討してまいりたいと考えております。

川合市長 一点目の、後継者と同居している高齢者がどこにどういう方がいるのかそのリストに載せて欲しい、あるいはそういうリストが欲しいというお話だったかと思うのですが、行政のほうからはいろいろ制約があるので、自治会長さんなどは比較的自分たちの地域の、後継者がいるいないにかかわらず、高齢者の方がいらっしゃるかどうか、その辺の情報は持っていると思うのですね。いろいろなイベントに高齢者の方を誘うための資料としての情報であれば、自治会長さんに当たっていただくと、すんなりともらえるのではないかと今考えてみました。

それともう一つ、子どもさんがいる家庭の家族構成等については、行政のほうを持っている情報は少なくて、むしろ学校のほうが自分のところに通っている生徒の家族状況は把握していると思うのですね。ですから、例えば不登校の子どもがいてその近所を見回って欲しいという通報があったときに、その不登校のお子さんの家族構成はどうなっているのですかというのを学校に聞いてもらえれば、必要な範囲で多分流してもらえるのではないかと思いますし、学校には、そういう対応ができるようにこちらから教育委員会を通じて申し伝えておきたいと思えます。

宍戸副市長 私は川越市民ではなく、さいたま市民の大宮区ですけれども、実はつい最近、私の組にも自治会がありまして、今年は組長をやっているのですが、自治会長

が各組長にお年寄りの方々にこれを配ってくれと、誰にですかって言ったら、名簿は渡せないっていうものですから問題になったのです。まさに皆様方のいるところに各組長が座って、私の席が自治会長で、最後まで会長は拒否したのですが、自治会長も最後は、市当局からの指示ですという一点張りで、だから正式なところでは自治会長さんも苦しい場面があるのかもしれませんがね。そういう場合はやはり自治会長さんを責めるよりは、むしろ今は小川部長を責めていただいたほうがいいかなと、自治会長さんの立場もあると思うのです。その辺はつい最近私が経験して、そちら側の経験をしたことがあるものですから、65歳以上の方に敬老会をするからこの品物を渡してくれと言いながら、名前も教えてくれないという事実がありますので、やっぱり一般的にはどうしても個人情報に厳しいようですね。それは内々のレベルの話ではあるでしょうけれども、その辺は今、小川部長が申しましたようにできる範囲のことを今後してまいりますので、法律の制約の中ですが対応してまいりますので、すみません、もう少しお待ちいただきたいと思います。

意見 私どものほうも敬老の日に全員にお祝い品をお配りしているんですけども、これも自治会長のほうが、副市長さんも申されましたけれども、民生委員が持っている情報に基づいて配ってくれということですので、転入・転出とかいろいろありますと、一年たっただけでもかなり状況が変わる地域もありますので、ちょっとお願いをしました。

福祉部長 今のご指摘のとおりで、情報というのは鮮度が命でございますので、一定の期間で更新をしていく必要が当然でございます。細かくなればなるほど誤差が出てまいりますので、その辺も踏まえた形でご相談させていただきたいと思います。

#### 《居住者カード、災害時要援護者リスト》

意見 今年3年に一度の居住者カードをつくる年だったんですけども、65歳以上の単身者の情報、二人世帯の情報、もう一つは災害時要援護者の対象者の名簿が出るということで居住者カードの作成についてはストップしていたんですけども、どうもその2つを見るとちょっと情報として使えないというか、ちょっと足りないなということでそういう話になったのではないかと思うんですけどね。先ほど自治会長さんと市長さんはおっしゃってましたけれども、自治会長は大体一期でかわってしまうんですね。

川合市長 個人情報保護法という法律ができてしまったので、なかなか難しい面も出てきておりますが、法律改正を訴えていくとか、そういうような面も含めて改善するように行政としても努力したいと思います。

### 《民生委員に依頼した調査の結果報告》

意見 23年度は4月から民生委員は75歳以上のお元気な方の調査から始まりまして、市から依頼の調査活動が非常に多い年でした。それに加えてまた長寿お祝い金の配布、それから市社協が行っております歳末助け合い等々のいろいろな調査がありました。また先ほどお話がありました災害時の申請をしていない方に対しても、暑い中を1軒1軒回って、9月末までにお訪ねして調査に歩いたんですが、そういったものに対して一方的に市のほうは受け取るだけで、後の報告というかそういったものがないので、これはぜひお願いしたいと思うんです。

防災危機管理課のほうからはお返事をいただいておりますが、それに加えまして川鶴地区では、高齢者いきがい課のほうで川越ネットワーク事業というのをおやりになるということで、それに加えてサポーターの選出等が降りかかってきておりましたので、いろいろと多忙でございました。そういうものに対して市のほうは依頼するだけで、ご協力するのはやぶさかではございませんが、そういういろんなものに対してのその後の報告というのをきちんとしていただきたいなと思っております。

川合市長 わかりました。ちゃんとその後のお礼であるとか成果といいますか、その調査をしていただいた結果こうなりましたと、そういう報告はきちんとするように指導していきたいと思えます。

### 《調査結果の受け取り方》

意見 またそうした資料をお届けした場合に、市の職員の方は、私たちはいただいたものをとても大切なものとして取り扱っておりますので、受け取る際にはやっぱりきちんとした態度で受け取っていただきたいなと思えます。私も十何年こういう仕事をやらせていただいておりますので、そういったことに苦言を呈したいと思えます。

川合市長 わかりました。指導が行き届かないで大変申し訳ございませんでした。今後、皆様方に悪い感じを与えないようなきちんとした対応をするよう指導したいと思えます。

### 《災害時要援護者リストの活用》

意見 同じようなことなんですが、防災危機管理課のほうから調査がございましたね。個人情報云々ということがまず最初にありますということなんですけれども、あの調査で手を挙げた方というのは、自治会長さんとか私どものほうにおりてくるんでしょうか、あくまで個人情報だからおろせないということでしたら、何の意味もありません。

それから、自治会長さんが一番ご存知とおっしゃいますけれども、ほとんどうちの

ほうの自治会長さんは、どこにお年寄りがいて、ひとり暮らしの方がどこにいるかというのは把握されておりませんで、敬老会の調査をするにしても、ただ何歳以上は名簿に記入してくださいというだけで、あとお配りしたり、余り把握されておりません。

障害者の方に関してとか、病気だとか、いわゆる外に出せないような方は、先ほど会長さんが申されましたように居住者カードというのを出していただきますと、皆さんには出なくても、私どもだけが把握できる、チェックして下さるところがありまして、そうしますとお伺いもしやすいんですね。歳末のお見舞いなんかも市広報に載せて申請方式をとっておりますけれども、あちらからお見舞いを申請したいからって、民生委員が書類を持っていますけれども、おいでになる方は一人もおりません。それでこちらからやはり書類を持っていかげですかというようなお声かけをしませんと、そういうのは動けないんですね。今年は大変な調査や何かをしましたけれども、それなりの成果というのは余り得られませんね。ですから私どもの地域でも皆様方の居住者カードというのはございますけれども、その調査結果をぜひいただきたいということで今日は市長さんをお願いをさせていただきたいと思います。

川合市長 わかりました。それと調査結果は、使うために調査をしているわけですから、お願いするところにはきちんと結果を伝えて、それを生かしていただくようにしなければならぬわけですので、皆様方に見守っていただく人たち等の情報に関しては調査結果をお伝えするということはもちろんすることになります。

福祉部長 今お話がありました要援護者関係の調査をお願いした件ですけれども、結果といたしましては、民生委員さんだけでなく登録をいただいた方の情報を自治会長さん、それから登録された方のお住まいのご近所の方で、実際に援助をしていただく方も含めて情報を、ご本人がいざというときに一人で避難できないとか、手助けが要る方がいらっしゃるかどうか、またそれを期待するかどうかということを確認する調査でございますので、それに登録していただいた方につきましてはそういう情報を、民生委員さんについてもそうですけれども、当然自治会長さんを通じてお住まいのご近所の方も含めた、体制を整えるという意味合いもございますので、そういう点につきましては当然市長が申し上げたとおりでございます。

問題なのは、登録されない方の対応が私ども福祉のセクションの場合には非常に重要でございますので、お助けの際にお手伝いいただくような部分もあるかもしれませんけれども、先ほどのお話のとおり、そういった部分も含めた対応を今後さらに検討していきたいと考えております。

福祉部参事 災害時の要援護者調査の関係は、今後のスケジュールも含めて、次回 12

月の理事会にできれば所管の課長からご説明をさせてもらいたいと思います。

#### 《災害時要援護者調査の回答状況》

意見 今の続きの話ですが、我々も全部回ってお願いしたんですが、市のほうへ送りましたというのは、実際市のほうにいつているのかいかないのか、その辺が我々にはわからないわけです。一軒一軒お願いに伺って、自分が受け取るときには、受け取ってきたものを市のほうへ出すんですけれども、そうでなくて送ってもらう制度なんです。その辺が後から行ったら送りましたよと、送りましたよというんなら、そのまま送ったんだなでいいんですけれども、実際に送ったのかどうか、ぜひその辺のところのフォローをというか、自分たちがやってみて、市にいつていければいいんだけどなという気持ちぐらいになってるといような状況ですね。

どなたとどなたがというのはチェックされているわけですから、この方はもう来たよとかこの方はまだ来ないよとかいえば、何かの機会にまだ出てないから出せよということも言づけられるので、そういった細かいつなぎというか、そういうものがあつたほうがもっとも綿密に調査できるんじゃないかなと思います。年寄りですから、私も3回も5回も行ってお願いするんだけど、忘れたとか、娘に書かせるとか言つてなかなか対応してくれないんですよ。最後には送りますからというから、じゃあぜひ送ってくださいよと、そういう人に限つて多分送つてないんですね。だからその辺が我々はフォローされてないからわからないわけですよ。送つたんだなというのを信じるしかないですね。だからその辺のところもある時期で教えてもらうといいかなというところですよ。

福祉部長 私のほうでも、要援護者の関係の回答の状況というのが、今65歳以上の高齢者の方が7万人を超えたといような状況になっていますけれども、全体像としては承知しておりません。誠にお恥づかしい限りですけれども、そういう意味では、恐らく登録される方というのは割合としてはかなり低いのかなという感触は持っておりますけれども、今後またさらに登録者を増やすということも考えられますので、またご協力をお願いしたいと思います。今のお話は担当のほうに伝えましてフォローをさせたいと思います。

意見 そんな感じを受けましたということと、それから家族でいる人というのは意外とお願いしてもなかなか、自分の周りに助けてくれる人がいると思つて意外と出さない。ひとり暮らしとか身内が少ない人というのは、自分が助けてもらわなくちゃ困るわけですから、率先して出すという違いがどうもやつていて見受けられました。

意見 今の要援護者の件ですけれども、これは11月の理事会で、市のほうに確認し

まして、あれは11月19日が締め切りだったんですね。それ以降については全部一覧表にまとめて、今年中は無理だけど来年早々には出せるとお思いますという回答をいただいているんです。ただ、地区定例会が開かれてないというか、その後もあったと思いますので、先ほども小川部長さんからお話がありましたように12月の理事会の中では防災危機管理課の課長さんも出席いただいて、その辺が明確になるとお思いますのでね。

意見　そうですね、手を挙げているわけだからね。それは我々がそれを知ってなくちゃいけませんからね。

意見　その辺は来年早々になるかどうか、いただけるということでございますので。

#### 《自治会加入率が低い地域の情報の把握方法》

意見　私の担当エリアは約300世帯あります。そのうち半分が自治会に入って、あとの半分は入っていません。そうすると非常に情報の把握が厳しく、行ってもなかなか話をしてくれない、情報を出してくれません。あと、役所のほうから要請があって証明が必要だという場合、私のところに照会していただくんですけども、その辺の連絡が余りいかないというか、少し遅れたりするようこともあるようなんですけども、その辺を少しやっていただければありがたいです。

ちよどの場駅近辺ですから、どうしてもアパート、マンションが多くて、自治会に入っている人は半分以下なんですよ。そういう人はなかなか把握しにくいです。役所のほうから一覧表をいただきますと、この人はこういうところにいるんだなというのがわかりますけれども、そのほかだとちょっとわからないです。

あと、こういうわけで証明をいただきたいと言われても、我々が把握してない人もいますよね。そういうときはちょっと困るんですね。

川合市長　自治会への加入率がだんだん下がりつつあって、今のような問題があちこちで生じているところではあります。もし本当に自治会が組織率とか加入率で機能しなくなったら、別の形で行政のほうにつながってもらうような組織なり方法を考えなければしょうがないのかなとは思っているのですが、現段階では、できる限りお入りくださいというお勧めをするぐらいしか対応がないところなんですよ。

#### 《自治会未加入世帯への情報伝達方法》

意見　何か伝える場合は、自治会のほうから回覧とかそういうものはありますけれども、そういう人には回してないみたいなんですよ。ですからネットか何かで見てもらえるようにはしているんですけども、その辺が自治会に入っていないとギャップができちゃうんですよ。

市民部長 自治会は市民部で担当しておりますが、付き合いだとかそういう部分がなかなか面倒になってきまして、そういう方が今度のごみだけを出していったりとか、いろいろなトラブルがありまして、皆さんにどういうふうにしたらいいのかお聞きしたいなという部分もあるのですが、生活はされていて、みんなでその地域を何とかしていこうというのがそもそもの始まりですけれども、いろんな部分にかかわらなくなっている人がどんどん増えてきておりまして、そうはいつでも市のほうは一切関係ありませんというわけにはいきませんので、その辺をどういうふうに、その地域のコミュニティの中に取り込んでいくのか、情報の伝達方法も、インターネットで出せばいいというけれども、そういう方が必ず見るわけでもございませんし、今の回覧とか結構いい仕組みができていますが、なかなか加入されてないとそこにどう発信していいか、難しい部分がありまして、市長が申し上げたとおり、加入率というのは下がっていくのではないかとおられますので、みんなでまた考えていかなければいけないのかなという部分があるので、もし今皆さんがお困りになっていることがあれば、また違う形で協力する中で何かいい方法があるのかなとは思っておりますけれども、今までおんぶに抱っこで、自治会さんとか皆さんにお任せしていた部分があって、加入されてない方とか地域の中に組み込まれてない方というのがどんどん増えてきていますので、またいろいろお話をいただいて考えていかなければいけないんだなと思っております。

#### 《配布物の配布方法》

意見 あと、違うことなんですけれども、市から配布物がありますよね。私らは当番でやっているんですけれども、その配布が終わるとまた次と来るんですよね。だからそういうのは市で統一して、例えば月に2回とかそういうふうに決めてやる方法とか、そういうふうにやっていただけますかね。

市民部長 恐らく本来の流れは、市の市民活動支援課のほうで、自治会さんの回覧に合わせて役所の中の回覧部分とか配布するものについては調整はしていると思います。ただ、たまたまいろいろなところから突発で行ったりという場合もあるかと思いますが、基本は、皆さんの地域の中で回覧を回すときに合わせて、こちらからお届けするのは、自治会さんのほうとの申し合わせ事項があるのですが、例えば停電などというもので急に皆さんに回してもらわなくてはいけないもの等については、その限りではないのですが、基本は、何回も皆さんにご足労を願わないようにはなっているわけです。その辺についてはもう一回お話があったということで、徹底をするようには申し伝えておきたいと思っております。

### 《自治会未加入世帯への接触方法、主任児童委員の定数》

意見 今、自治会の話と市のほうの話がありましたけれども、私は自治会長を6年やりまして、今は民生委員の会長をやっておりますが、自治会長のほうがずっと楽だというふうに思いました。民生委員の会長なんて失敗しました。それぐらい民生委員というのは大変なんです。それはご理解をいただきたいということです。今もお話がありましたように自治会長の場合は、入ってなければ入ってないで何とかやってるんですが、民生委員は、入ってない人も合わせてどういうふうにしてその人たちに接触するかというところがありますので、これはこれからひとつ何らかの形でみんなで考えなければいけないかなということだと思います。

そこで一つお伺いしたいのは、主任児童委員のことですが、私どもの大東地区は人口が3万4,000ちょっとおりまして、川越市の十分の一の人口がいるんですが、それなりに子どももたくさんいます。ところが、主任児童委員の数は決められておりまして、各地区基本は2名ずつ、40名の民生委員がいるところならばプラス1という形になっておりますが、実はこの大東地区の場合に、小学校が大東の東と西と武蔵野の3つあります。中学校も大東中と大東西中がありまして、私どもの主任児童委員が大変苦労しているんです。児童が少ないところの地区でも2名、たくさんいるところでも2名ということで、実は昨年12月の改正のときに主任児童委員を増やしてもらおうようお願いしたところ、規定でだめだということで増やしてもらえませんでした。ぜひこの規定を、規定がどういう規定なのかよくわかりませんが、主任児童委員はこまのままですと、これからやってももらえなくなるだろう、最近はお子さんのいろんな問題が多いので、できればそういうご配慮を願えればというふうに思います。

福祉部参事 今のお話の人数の基準でございますが、主任児童委員さんについては22地区のうち、高階と名細が3名ということになっております。厚生労働大臣が定める基準というのがございまして、民生委員・児童委員については、人口10万人以上の市においては170から360世帯に1人という基準がございます。主任児童委員については、定数が40人以上の単位民児協については3人となっております。大東については今40ですので、ちょうど境目かなというところで、その辺は国の基準もありますので検討させていただければと思います。

### 《独居老人が亡くなった時の対応》

意見 私は相談というか、私の担当している地区で、女性の方で85、6歳でしょうか、戦争中にお父さん、お母さん、兄弟を亡くし、身内関係がどこにもいない、本当のひとり暮らしの方で、たまたま今年の5月に心臓の手術を、5、6時間かかる手術をした

わけですが、その当初から私が担当ですからいろいろ相談を受けまして、お手伝いできることはやっていたのですが、一番心配したことは、心臓ですから亡くなってしまったらどうしようかということでした。どなたも身内がないので、私もそのときは市役所に本人と行きまして、万が一そうなったときにどうするかという相談をしたんですが、市としても対応できないで、そのまま手術して手術が成功してよかったんですが、ふだんは元気で何の障害もない人なんですが、そういう方が仮に亡くなったときに我々として知らないよというわけにはいかないの、どうしたらいいかという問題なんです。

成年後見制度もありますが、元気なうちはなかなかそういうものにも入りたがらない。いざそういうふうになったときに民生委員さんが何とかお手伝いしてくれるということで、頼られてしまうのは民生委員なんですね。そんな状況のときにどうしたらいいかということなんですが、市長さんは弁護士さんですからおわかりになっているんじゃないかと思って、こうしたらいいということでもあれば教えていただければ、我々もいざというときには助かります。

川合市長 本当に難しい問題ですよ。財産関係については、誰か利害関係のある人が相続財産管理人の選任申立てをして、その相続財産管理人に選ばれた人が処分するなり何なりして片づけるという方法はあります。ただ、お葬式をどうするかとか位牌をどうするのかとか、そういう問題に関しては基本的には相続財産管理人は関与しないから、それにお葬式が必要な時期に相続財産管理人が選ばれることはないですから、そういう問題に関しては行政のほうで何かフォローするような方法はあるんですか。行旅死亡人みたいな扱いになってしまうのでしょうか。

福祉部長 今のお話で、万が一亡くなられた場合には市長がお話になったような相続財産管理人の形になるかと思いますが、今、成年後見人の話がありましたけれども、あの制度は、後見人が財産処分について一定の委任を受けてやるような形になっていますけれども、今の話というのは任意後見という形でそういった事柄を、ちゃんと意識をお持ちのうちにそういうご相談をされておくということはあるのかなという話はさせていただきます。

意見 病院に行くときに私についてきてくれというから、車で病院に送ってあげたんですけれども、その途中でキャッシュカードの番号は何番だよとか、いざとなったらそんなことまでさせられてしまうのではないかという思いで今お話をさせていただいたんですが、手術が幸い成功して元気になられたから安心しているところなんですけれども。

で、その辺も含めて私はお寺さんに行って、今は亡くなったらお骨をお寺さんです  
と預かっただけということも聞いたので、初めからそういうところと契約し  
ておけば、何十万と払うわけですから、その人は土地もあるし、長く会社に勤めてい  
たので結構いい年金をもらっているんですよ。ですから生活するには十分ゆとりがあ  
るけれども、いざその人が亡くなったら土地をどうするとか、家をどうするんだとか、  
民生委員がそこまでやるんだよなんて言われたんじゃ、民生委員も困ってしまうん  
ですよ、実際に。

意見 それこそ民生委員さんの職務の範疇外ですからね。

意見 相手がいないんですからしょうがない。だからまあしょうがないなあ、面倒見  
られるところまで面倒見てあげなくちゃいけないのかとか、余計なことをして怒られ  
ちゃうのかなとか、そういうことが判断しにくくて、非常に困ったことなんです  
が、そういうことがあります。

意見 実は私、1週間ぐらい前に独居老人の孤独死に立ち会ったんですね。すぐ近く  
に住んでいる人ですが、郵便受けが取られてないということで、その自治会長と一  
緒に調べまして、そのアパートの管理人に連帯保証人とかいろいろ聞きまして、何か  
おかしいものを飲んだんでしょかねとか調べまして、わからないので警察に連絡し  
て、鍵がかかっているから開かないんですけれども、鍵屋さんに電話してあけてもら  
って中へ入ったら、もう亡くなっていたんですよ。警察も一緒だったものですから、  
立ち会って、民生委員はもういいですかと警察に言ったら、あとは全部うちのほうで  
やりますからということで帰ってきたんですけれども、先ほど生活福祉課のケースワ  
ーカーさんに話を聞いたら、実は連帯保証人と、それから兄弟がいるらしいんですけ  
れども、この人たちと連絡がついたんですが、お葬式をするのも、引き取ることも含  
めてだめですと断られたらしいです。結局、市のほうでその辺を全部やってくれたん  
です。

意見 障害でもあったんでしょうか、その人は。障害があると市でやってくれるん  
ですよ。これは法律で決まっています。

意見 私の場合は生活保護を受けている人だったんです。

福祉部長 今のお話は結果として身寄りがないということで、どなたも葬儀や何かを  
されないという場合は、最終的に市の生活福祉課が対応しております。

意見 本当に深刻ですよ。

川合市長 まだお亡くなりになってない方については、本人にもよく説得して、例え  
ばお寺さんが面倒を見てくれるのであれば、生前に契約して、一定程度の前金を払っ

ておくとか、そういうようなことをやっておいてもらうように説得する以外に方法はないですよ。

意見 それはやってるんですよ。とにかく頑固できないんですよ。元気なときは本当に頑固なんです。

意見 財産のある人は引き取りますという、そういう方が出てくるんですよ、今まで私が立ち会った中では。

意見 弱くなるとそういうふうに民生委員さん民生委員さんと言ってくるわけですよ。自分の担当地区では知らないというわけにいかないし、本当に困っちゃうんですよ。そういういい案を教えてください、こういうふうにしようよというのがあればね。

川合市長 ご本人を口説くよりほかにいい方法というのはなさそうに思われますね。

#### 《民生委員の負担》

意見 今みたいな話で、まず第一段階で、先ほどの話で自治会長さんに聞けばわかるんじゃないとか、いろんな情報は自治会でわかるんじゃないかと言われたんですけども、一番最初にそういうときに自治会長が呼ばれても何もわからないで、すぐに民生委員が朝の4時でも5時でも警察にすぐに呼ばれる。私も経験したんですが、親戚に電話してくださいとか、どこの病院にかかってますとかいう情報は民生委員が持ってないと、先ほど自治会長に聞けばと言われたんですが、結局自治会長さんはそこに住んでいるというだけのことで、それ以上の情報はやはり民生委員さんに聞いたりする、みんな公のところが利用するんですね。市役所が開いていれば、でも市役所もある程度の段階にならないと動かないということがあるので、その鍵がかかっている家を開けるといところ、さらにどの病院にかかっているのか、そこに入院しているかどうかを確認しますから、民生委員さん、この人はどこの病院にかかってますかという細かい情報まで聞かれて、持っている限りは病院に電話して聞いてくださいとか言うんですけども、それぞれの地区の民生委員さんは、市が情報を出してくれなかったり、多少古い居住者カードをとった中で探し出したりということで、情報を整理して活動していると思うんですよ。

市は、自治会長さんには1世帯幾らという感じで活動費を払っているということをするうすうす聞いているんですけども、民生委員は7,000円ぐらいの活動費ですごい活動をしているんですよ。お金がどうのというわけではないんですけども、今はもう外から電話しないとピンポンしても出てきてくれなかったりとかで、変な話、うちは民生委員になったら電話代がすごいんですよ。表に出ちゃうと今は携帯電話なので、

玄関先から携帯でかけているので開けてくださいと言わないと開けてくれない。皆さんは口に出さないと思うんですが、結構そういう携帯の電話代がものすごくかさんでいるというのが実情です。市が出してくれない情報は、民生委員さんはみんな足でかき回している、暑い中、民生委員さんに言えば答えが出てくるだろうというのは、やはりその裏には電話したりとか、何回も何回も通って返事ももらわないといけないんだらうなという責任感で活動しているというところもよく理解していただきたい。自治会長さんに聞けばいいだろうと言われたときは、私はちょっとショックでした。自治会長さんは本当にそこを代表しているだけで、先ほど言いましたようにそこに住んでいる人だけのことで、この人の親戚がどこなのか、ご兄弟はどこにいるのかというそういう情報は民生委員さんが動かないと、第一段階はどこも動いてくれないというところは知っていただきたいなと思います。

川合市長 すみません、ちょっと現状認識が甘くて、その点についてはお詫びを申し上げます。それと、民生委員・児童委員の皆様が大変ご苦労されているというのは承知していたつもりですが、それに対して一定程度の実費弁償というか、そういうようなことについては少し前向きに考えさせていただきたいと思います。

#### 《身寄りのない方等が亡くなった時の対応》

意見 先ほどの死亡の話に戻るんですけども、私も勉強不足で申し訳ないんですが、第2地区は民生委員の欠員が2地区ございまして、私の担当の地区ではなく、よその町内会のひとり暮らしの方がここで2件死亡されました。一人はすぐ隣にご兄弟とか娘さんとかがいらっしゃるけれども、引き取りとかやはり拒否をされまして、もう一人の方は、町内が全然違うんですが、亡くなった後、そこからも身内がいないので民生委員さん、はんこを押してくださいというのが二度続けてありまして、見たこともない、会ったこともないよその町内の方ですので、それでもはんこを押すんですかと、押してくださいということでサインと押印をしましたがけれども、やはりそういうのは自治会長さんではなくこちらへ来るのかなと、なぜそこまで民生委員がしなくちゃいけないのかなと不思議に思いますので、その辺のお返事がいただければと思います。

担当で知り合いとか、今まで顔を会わせていたという方でしたらいいんですけども、全く知らない町内で、お名前も知らない、住んでいるところも知らない方のはんこを押すのはどうかなと思うんですね。

川合市長 それは死亡届か何かですか。

意見 だと思っんですけども。埋葬とか何かは市のほうでしてくれるということ

で、ただはんこを押していただければ結構ですということでした。

川合市長 市の職員から言われたのですか。ちょっとどういう書類に対して求めたのかわからないのですが、全く面識もない人の、その人が亡くなったかどうかもわからない人に対して、死亡したという書類に署名を求めるといのはちょっとという気がしますので、それは担当とよく協議して改善したいと思います。

意見 こちらが勉強不足で知らなかったものですから。

福祉部長 今の話は私もよく承知してなかったのですが、どういうことなのか実態がちょっとわからないのですけれども、先ほどお話があった身元がわからない方、それから縁者が遠方において葬儀の届出等ができないといった場合には、社会福祉事務所長ということで死亡届の提出は私どものほうでさせていただき、その場合は所長ということで死亡届を所管へ出すということはこれまでもしておりますが、今言われたはんこを押したというのは、死亡届にはんこを押されたのでしょうか。

意見 死亡届ではないですね。埋葬とかをどうするか、それは市のほうでしますからはんこだけで結構ですと言われたんですね。

福祉部長 それは私どもの職員がお願いしてはんこをいただいたのですか。

意見 お電話をいただきまして、もう二度目です。去年の秋も、やはりご近所に兄弟とかお子さんがいらっしゃるのに、みんな拒否されるんですね。それで結局民生委員さんがはんこを押したということを知りましたので、ああそういうものなのかなと思って、今年に入って二度目のものですから。

福祉部長 すみません、できれば後ほどその具体的な中身を確認させていただきたいと思います。

市民部長 独居老人が増えていますので、今までは考えられなかったようなケースというのがどんどん増えてきています。いろいろ調べさせていただきまして、皆さんがそういう苦勞をしないで済むような方法を、今部長もそう言っておりますので、もうちょっとお時間をいただければというふうに思います。申し訳ございません。

《生活保護受給者の健康診断、生活保護受給者の精神障害者保健福祉手帳更新手続き》

意見 地区にかなりの生活保護受給の方がいらっしゃるんですが、ただ、生活保護受給の方でも、支援してくださる方が周りにいらっしゃる方はそんなに大変じゃないんですけれども、そうじゃなくて本当に天涯孤独ですとか、そういう方が結構いらっしゃいまして、ただ、お元気でご自分でいろんなことができるうちはいいんですけれども、そうじゃなくて障害者手帳とか特定健診を受ける場合、そういう方は全部保健所で行っています。障害者手帳の方は皆さんそうなんでしょうけれども、特定健診は私

どもだったら近くの医療機関で受けられるんですが、生活保護の方の場合は保健センターのスマイル健診ですとか総合健診を申し込んで届けを出しますよね。そういう方法でなければ受けられない、近くの医療機関では受けられないと聞いて、私も保健センターに電話をして確認したんですが、やはり現状はそうですと言われまして、高階地区の場合は保健所はかなり遠いんですね。私どもの自治会は上福岡の駅を利用する形になりますので、上福岡駅から乗って川越駅でまた乗り換えるという形なので、それをやってまでなかなか健診を受けられない、またそういう制度を知らないとか、そういうことがありますて受けてない方がいらっしゃる。たまたま、生活機能評価・基本チェックリストというのがありますよね。それをやってない方がいたので、一緒に作成しましたら、どれくらい前から病院にかかってませんかと聞いたら、もう7、8年かかってないと言うんですね。比較的元気な方なんですけど、それでも78歳ぐらいになると何かしら早めにそういう予防的なものを、特定健診をお受けになったほうが、生活保護の方が病気になれば、ご本人の負担がないといえればそれまでですけども、大きな病気になる前に特定健診などを受けておけば、尿検査とか血液検査をお受けになっていけば、大病になる前にチェックができますので、そういうのが近くで受けられるようになればいいなというのが一点です。

あと、障害者手帳について、精神障害の方なんですけど、更新がありますよね。それも保健所なので、それもちょっと一人では行けない方ですから、2年前に私はたまたま時間があつたので一緒に取りに行ったんですが、今回は私が行けなくて訪問看護師さんをお願いしたんですね。そうしたらもう期限が過ぎていたので更新ではなく再発行をお願いしてきたんですが、そのときは訪問看護師さんお2人の交通費、すべて本人負担でということなんですよね、今の制度だと。それで3人分の電車代を出し、それから訪問看護婦さんも時間に枠がありますのでそこからタクシーで行きましょう、帰りもタクシーで帰りましょうと。そうすると本人負担が、生保で、精神障害2級の方で、高齢者なんですね。そうしますとこれから先どんどんそういう方たちは、今行けないのがもっと行けなくなってしまうので、例えば障害者福祉課とか、生保なので生活福祉課とか、そういうところで間に入ってうまくできないのかなと思います。ご本人が更新のたびに行くのは大変なことだと思うんです。全部が全部そうじゃないんですが、たまたま私は遠いものですから、その2点が、そういう方が結構いるものですから、すごく気になっています。

特に特定健診の場合はやっておかないと逆にお金も、医療費が出る形になってしまおうと思うんですね。でもそれは何か今検討中だと職員さんがおっしゃってましたが、

なるべく同じように近場で受けられるような仕組みに変えると、いつですかと言ったら、いつとは言えませんが言われたんですが、手帳のほうはやはりだめでしたね。それで誰が取りにいてもいいですかと言いましたら、それは民生委員の方だったら大丈夫ですと言われて、まだ私は行ってないんですけども、あそこまで取りに行くのは大変なので行ってないんですけども。そういう状態ですので、その辺をお考えいただければと思います。よろしく願いいたします。

川合市長 健康診断は、市全体でも受診率がすごく低いのです。何らかの形で受診率を上げるような努力をしなければならぬ状況ですので、今おっしゃられたような方も含めて受けやすいような、そういう工夫はしたいと思っています。

それと障害者手帳の交付については、ふと思ったのですが、郵送等の方法をとれば取りにいかなくたって済むわけですよ。そういう方法がとれないのかどうか、ほかの人の手に渡ってしまったときにどうするんだという問題があるのかもしれませんが、改善の余地はありそうな気がしますので、それは検討させていただきます。

#### 《オアシスの駐車場》

意見 ここで質問するような内容じゃないかと思いますが、雨の降る日のオアシスはちょっと水がたまり過ぎて、オアシスじゃないなという話があるんですよ。あそこの駐車場は大変狭いにもかかわらず、雨が降ると水がたまってどろどろになるんですね。もう大分前からいろんな方をお願いしているんですが、なかなか直ってない感じもするんです。足の不自由な方とかお年寄りの方があそこに車をとめてあそこから歩くわけなんです、ベルトコンベアーをつけるわけにもいきませんので、できれば砂利などを敷いてもらえれば非常にありがたいと思いますので、お願いしたいと思えます。

川合市長 はい、ご要望として承っておきます。

#### 《健康長寿奨励金》

意見 市長さんにお尋ねします。大変恐縮な質問で申し訳ないんですけども、前市長さんのときまで健康長寿奨励金というのがありましたよね。それが市長さんになりましてから廃止になりましたけれども、一部においてひそかに待っている方もいると思いますので、終わったものを復活させるというお考えはないでしょうか。

川合市長 あれは、平成 21 年の時点で年間の健康長寿奨励金として配るお金が 2 億 3,000 万ぐらいになっておりました。包括外部監査人のほうからも、このまま放っておくとすぐ人数が増えるので、毎年 3 億円以上払わなければならなくなるので、見直すべきだという意見もいただいていた関係で、その制度を廃止して節目支給という、

例えば 77 歳とか 88 歳のときにお祝い金を差し上げるという制度に変えたわけです。そういうこともありまして、市の財政がなかなか厳しい中、そういう形でどんどん膨らんでいくものを制度として置いておくわけにいかないということで変えさせていただけましたので、少なくとも今の時点では復活させるという考えはございません。

#### 《生活保護のケースワーカーと民生委員の情報交換》

意見 生活保護のことでお伺いしたいんですが、生活保護者が増加しているということは社会問題にもなっていますし、川越市でもケースワーカーの方が増員されたという話は聞くんですけども、私は昔、生活保護の仕事をしていたことがありまして、保護開始時の記録というのがあるんですが、そこに担当民生委員の意見というのを必ず書いて、民生委員が情報を持っているかどうかということを見れるようにということがありました。

今、私が持っているところは生活保護の人が少ないものですから、そのせいかなとも思うんですが、担当のケースワーカーの方のお名前もお顔も全然存じ上げません。私が働いていたところの自治体では、地区の民児協の開催前に担当のケースワーカーの方が民児協に来て、担当の民生委員と情報交換を 10 分程度するというようなことをして、民生委員の協力というものを得ていたのですが、川越市が民生委員に生活保護行政において何か期待しているものがあればお聞かせをいただきたいと思います。余り期待していただいても忙しいので困りますが、協力機関としての民生委員をどうお考えでしょうか。

福祉部長 恐らく生活保護の受給状況というのは、民生委員さんにはお知らせをさせていただいている中身かと思えます。

私のほうから申し上げますと弁解になってしまいますが、お話のとおりかなり生活保護世帯が急増している状況でございます。今年度に入って、今現在はやや頭打ちというぐらゐの状況になったようですが、そういった部分でケースワーカー一人当たり 100 世帯以上受け持っているという状況もごく普通になってきておりまして、そういう意味ではまことに恐縮ですけれども、なかなか民生委員さんとお会いして情報交換の場がつかれない状況になっているのかもしれないかもしれません。そういう意味で昔と様子が、それこそ私がこちらの仕事につく前、数年前と現状では生活保護関係につきましては相当対象者が増えてしまって、職員も今年も 4 人ばかり増員をいたしましたし、去年は年度途中も含めて大分増やしております。今、生活福祉課は、非常勤の方や相談員等も含めて 50 人以上の職員がいる大所帯になっておりまして、余り好ましい状況ではないのですけれども、そういった状況がございまして、なかなか情報交換という部

分で皆さん方とも交流できてない部分があるかと思います。

皆さんからお話が出ているように生活保護の方は、最近は大分まだまだ働ける世代の方が増えてきているという状況でございますけれども、高齢者の方、障害者の方がたくさんいらっしゃいまして、そういう意味では皆さん方にそういった部分でごやっかいになる機会が非常に多いのではないかと思いますので、今のお話を伺ってまた担当のほうにも伝えまして、情報交換等をできる限りさせていただきたいと考えております。

#### 《生活保護受給者のアフターケア》

意見 今の生活保護を受けられている方たちの受けた後のケアというか、そういうことはされているのでしょうか。たまたまうちの近所の方で、土曜日にお金が入るから、ちょっとギャンブルで失敗してなくなったというんですね。それで近所の方にめしを食わせると、男性だったものですから来たんですね。隣に行って、隣の方に断られて、そのまた反対側の隣の方のところに行く。そのとき近所の方が、こういう人が来たんですけどと言ってこられたんですね。市のほうからはこういう方が決定いたしましたという決定通知はいただくんですが、その後のケアというのはされているのかなと思ったんですけども、どうなんでしょうか。

福祉部長 基本的には、生活保護を受給されている方の所得の状況も含めて生活実態であるとか、当然働ける方でしたら就労に関する支援であるとか、それから例えば生活保護から抜けられるような支援も含めて、ケースワーカーが一定の期間に訪問して状況把握をするということはさせていただいております。

また、先ほど申し上げたとおり対象世帯の数が増えてしまったので、なかなかケースワーカーが足りていないといいますが、一人のケースワーカーが受け持っている件数が非常に多いという実態もございまして、訪問回数が規定どおり行けない部分もあるように聞いておりますが、訪問させていただいているという状況でございます。またその就労支援であるとか生活指導であるとか、そういった部分の確認をさせていただいているということでございます。

ただ、今お話をいただいたような、保護世帯の方がギャンブルでお金を浪費してしまうという報告は聞いておりますが、何とも私どもでも言えない部分が、それは個人個人の意識の問題でございますので、非常に難しい状況ではございます。

川合市長 これは国の制度ですよ。例えば自治体で新たな条件でもつけられればいいのですが、残念ながらそういう制度ではないという面があります。それから支給されたお金の使い道に関しては、もちろん生活保護だから自分の生活のために使うべき

ものですが、それをギャンブルに使ってしまったからといって、使い道が悪いから出せませんと、そういうこともなかなか言いにくい制度ですよ、現状では。

生活保護制度については大変いろいろな課題があるという状況で、何らかの工夫を法律でつくってもらわなければしょうがないかなとは思っているのですが、法律で対応するにしても、こっちを立てればこっちが立たずという、そういういろいろな問題がどうしても出てきてしまうのです。例えば今の制度だと、仕事を持って収入を得られると生活保護の金額を減らされるとか、あるいはもう支給がされなくなってしまう、そういう制度だから、探さないでこのままいた方がいいという人も出てしまうのです。そういうのを防ぐには、体の健康な人で働ける人は例えば3年たったらもう生活保護を、その間に仕事が見つからないのであったら支給しませんよとか、そういう制度にしてしまえばいいのになとは思っているのですが、そうはいつでも3年たったら必ず見つかるとは限らないではないか、路頭に迷わせるのかと、そういう反論も出てくるし、なかなか正直言って難しい制度ですね。

ただ、余り極端な状況になれば、少し厳しい結果になっても制限しようではないかと、そういうことにはなると思います。このまま増えていってしまうと、働いている人が働けるのに働かない人のために税金を払っているという状況になってしまう心配もありますよね。だから改善すべき点はあるのですが、なかなかその改善の仕方が難しいというところですよ。もちろんそういう人に対しては指導はしますけれども、指導を受け入れるかどうかは本人の問題ということになってしまっている場合もあるわけです。

#### 《生活保護費を浪費してしまう人への対応》

意見 今の生活保護費をギャンブルに使ってしまうという話は、ケースワーカーの方もすごく努力してくださっていて、私の担当にこういう方がいるんですけども、もらっちゃうと全部使ってしまうというか、本当に5万ぐらい使ってしまうんですね。そうすると後の生活が成り立たなくなりまして、家賃の分まで使ってしまうので、それを私が一緒に行って全部引き落としにしちゃいまして、その残りで生活をするというふうにしたんですが、それでもやはり残高をなくしちゃうんですね。それでケースワーカーさんとも上限幾らまでと相談しまして、自分で受け取りに行く、振り込みの部分というのは障害者年金があるので、それでいろんなものが賄えて、生活費はほぼ生活保護費で賄えるんですが、それを、最初は1カ月に1回取りにいったんですが、それでも帰りに使ってしまうものですから、またケースワーカーさんに相談しまして、毎週受け取りに行く、そうしますと1週間でこれだけ使っていいよというお金し

かもらってこれないようにして、それで生活をしています。そうしますと食費の部分が全部使って後でなくなるとか、そういうことはないんですけども、ただケースワーカーさんは大変だと思います。毎週月曜日に本人が受け取りに行く。つまり、ケースワーカーさんが1カ月分をおろして持っていかけて、プールしておいてくださって、今週はこれだけだよ、来週はこれだけだよってずっと引き出してやってくださっています、その人に関しては。でもそれでやっていけるのであれば、そういう方法もいいのかなと思います。

宍戸副市長 実はケースワーカーも増やしているのですが、ケースワーカー一人で130件ぐらいの担当を持っていて、まさにそういうことを細かくやっているために、月の時間外が200時間ぐらいになっている職員もおります。ですから私どもも引き続きそういう努力は続けてまいりますが、なかなか手が回らない部分につきましては、今後とも民生委員さんのお力を賜りたいと思います。我々も何とか職員の数を増やして手が回るようには努力したいと思います。

生活保護は何年か前に、クーラーをつけたためにとめたということがありましたよね。ですからどこまでやるか難しいところです。先ほど市長が申しあげましたようにどこでとめるかは難しいところですけども、それをやっているのがまさにケースワーカーですので、その点については私どもはもちろん、小川部長も職員も含めまして頑張りますので、引き続きましてよろしくお願ひしたいと思います。

#### 《道路フェンス》

意見 全然別な話で、道路のことなんですけど、この市役所のところを裁判所に向かって行きますと丁字路になってますね。そこの右に曲がる場所なんですけれども、ものすごくがっちりしたフェンスのようなものがあるんです。左のほうは裁判所が引っ込んでいるというか何というか、幅が広いんですけども、右に曲がる場所は本当に細いんです。ちょっと太った人が通ろうとすると、カニみたいに横になって荷物はこんなにして歩く感じなんです。ちょっとあそここのところが乳母車の若いお母さんとか、それからシルバーカーのお年寄りのように膨らんでいると通りにくいんです。自転車の人もあるところへ行くと、結局そこが通れないから車道のほうをころがしていくという感じで、かえってあれがないほうがいいんじゃないかって、ちょっとできたときにも思ったんですけども、うちの町内の方たちがぜひ市に行ったらばあれを何とか、もっと細いフェンスというか、細いガードレールというか、そういうふうにしてもらえればいいんですけど、裁判所はちょっと道路に比べると高く壁になっているから、とっても変なんですけれども、あれは何かならないものでしょうかと、

町内の人からぜひ市長さんにお話をしてくださいと頼まれたのでお願いします。  
川合市長 あそこの東西の道路は県道なんですよ。県道ですから県がつくったという可能性もありますね。確かにあそこのところは通行しにくいし、子どもたちも通っていますよね。

意見 子どもたちは一列で、子どもは通れるんですが、乳母車みたいなものでは通れないで、車道のほうに出て行くという感じです。セブンイレブンまでの本当に短い距離なんですけれども、安全ではないように素人考えでは思うんです。

川合市長 その点については建設部に確認をしまして、どういう対応ができるのかできないのか、個別にご回答をさせていただきます。

#### 《生活保護受給者のアフターケア》

意見 福祉部長さんにお聞きしたいんですが、生活保護のことで、福祉のほうから転入という形で通知がありますね。新しい生活保護世帯のこういう人が来ますよということで通知が来たんですが、しばらくしていなくなってしまったんですよ。どこへ行ってしまったのか、周りの人に聞いたところ、大家さんとトラブルがあったとかいう話しか伝わってこないんです。市のほうは、部長さんはその方がどこへ行ったかわかっているんでしょうか。

福祉部長 申し訳ございませんが個々のケースについては、確認をさせていただかないとわからないですね。

意見 ケースワーカーは女性ですので、ちょっと心配ですし、若い女の子ですから、そういうものを調べていただきたい。

福祉部長 廃止とかですね。

意見 そういふのは別にいいんですけれども、今回のように、アパートなんですけど、荷物は残っているんですよ。だからどうしてしまったのかと心配しているわけですよ。名前もわかりますけど。調べていただければと思います。

福祉部長 確認させていただきます。

川合市長 本日は大変貴重なご意見を数多くお寄せいただきましてありがとうございます。民生委員・児童委員の皆様方に大変ご苦勞をいただいているということは認識していたつもりなんですけど、想像していた以上にいろいろ大変な面があるということがよくわかりました。行政としても個人情報保護法の問題、あるいは、言葉は悪いんですけれども、気軽に民生委員・児童委員の皆様方にいろいろなことをお願いしてしまうという面につきましては、時間はかかるかもしれませんが、改善をしていきたいと考えております。今後とも皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。本日は

どうもありがとうございました。